平成２３年（フ）第１３０号
千葉市中央区稲荷町２丁目６番８号
破産者　株式会社グリーンワイズ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５０号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目14番５号
破産者　永谷　渉治
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３６１９号
名古屋市東区泉１丁目19番12号
破産者　丸友機械株式会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４２号
愛知県豊田市本町清50番地
破産者　有限会社タカイオート
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第２１８８号
相続開始時の住所神戸市須磨区高倉台３丁目７番高倉台11団地　56号棟503号大谷方、前住所京都市左京区松ヶ崎東桜木町９番地
破産者　亡梅原健相続財産
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４４号
神戸市灘区六甲台町８番47―602号
破産者　匠乃株式会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７号
兵庫県西脇市野村町1796番地の82
破産者　有限会社叶フーズ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
松江市浜乃木４丁目５番43号
破産者　セイワ有限会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
島根県雲南市大東町大東871番１地
破産者　佐々木公好
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
松江市乃白町1387番地
破産者　上崎　一恵
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
松江市乃白町1387番地
破産者　上崎　　誠
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
島根県松江市学園南２丁目２番22―101号
破産者　山本　洋平
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
島根県松江市東津田町1287番地11
破産者　山本　友康
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８０号
熊本市花園１丁目10番55号
破産者　株式会社セイエーホーム
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２６号
東京都青梅市新町３丁目16番地の３西東京ヴィレッジ205号室
破産者　清水　　明
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３６号
横浜市港南区下永谷５丁目１番59号
破産者　ティーピーオーベッド株式会社
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９３号
神奈川県海老名市浜田町13番６号
破産者　トキワ工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９６号
岐阜市加納上本町３丁目31番地の１
破産者　株式会社主婦の店加納店
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
静岡県磐田市豊田378番地
破産者　豊田衣縫有限会社
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
大津市際川２丁目23番23号
破産者　有限会社ひえ
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
島根県江津市有福温泉町634番地５
破産者　大屋　貴子
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市横山町1951番地４
破産者　塚元　常之
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係